

## 地域医療対策事業実施要綱

- 第1 医療連携体制推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 第2 医師派遣等推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 第3 患者・家族対話推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

### 第1 医療連携体制推進事業

#### 1. 目的

本事業は、主要な事業（がん対策、脳卒中対策、急性心筋梗塞対策、糖尿病対策、救急医療対策、災害医療対策、へき地医療対策、周産期医療対策、小児救急医療を含む小児医療対策など）ごとの医療連携提供体制を構築することを目的とする。

#### 2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県は、地域医師会等に委託することができることとする。

#### 3. 実施地域

本事業の実施地域については、従来の二次医療圏にしばられるものではなく、1で掲げている主要な事業ごとに完結する地域とする。

#### 4. 事業内容

都道府県は、主要な事業ごとの医療連携体制を構築するために必要な下記の事業を行うものとする。

##### (1) 各医療機関の医療機能を適切に情報提供するための事業

イ 急性期から回復期、在宅医療に至るまでの適切な医療サービスが切れ目なく提供するための事業

ア 主要な事業ごとの具体的な治療連携計画による機能分担

イ かかりつけ医相談窓口の設置

ウ 医療連携窓口の設置

エ 住民向けの受診のあり方等に関する啓発、IT（ホームページ、携帯電話等）等の活用による情報提供

オ IT（電子メール、ホームページ、電子カルテ）等の活用による診療連携

カ 医療機関診療機能データベースの作成、医療機能や医療提供体制の分析・評価

キ 乳幼児の保護者等に対する小児の急病時の対応方法等についての講習会の実施及びガイドブックの作成・配布

ク セミオープンシステムの導入

ケ その他

##### (2) 地域の医療従事者などの人材養成に向けての事業

- ア 医療従事者向けの研修会の実施
- イ 合同症例検討会の実施
- ウ その他

## 5. 協議会の設置

- (1) この事業の円滑な推進を図るため、事業実施地域ごとに医療連携体制協議会を設置し、医療計画と整合性のある運営に努めるものとする。
- (2) 医療連携体制協議会の構成は、住民、診療に関与する者、保健事業を実施する者、介護サービス事業者、地域医師会、都道府県、保健所、市町村等に所属するものから構成するものとする。

## 6. 経費の負担

都道府県がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が定める「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」に基づき、事業内容を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うこととする。

## 7. その他

- (1) 都道府県は、この事業を実施するにあたり都道府県医師会と協議を行うものとし、地域医師会等の協力を得て、実施するものとする。
- (2) 都道府県は、別に定めるところにより、事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

# 第2 医師派遣等推進事業

## 1. 目的

本事業は、医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域に対し、都道府県が医療対策協議会における議論を踏まえて決定した医師派遣等（国が派遣の決定を行うものを含む。）にかかる経費を助成することにより、円滑に医師派遣等が実施される体制を構築し、もって地域における医療の確保を図ることを目的とする。

## 2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適当と認める者とする。

## 3. 補助基準

次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 都道府県（医療対策協議会）において、該当地域の医師確保対策についての検討及び調整がなされ、医師派遣の決定を行う場合。
- (2) 国が都道府県の要請を受けて、緊急臨時的な医師派遣の決定を行う場合。

## 4. 補助対象

- (1) 都道府県における医師の派遣調整等に要する経費
- (2) 派遣先医療機関において、派遣される医師を受け入れるための準備

- に要する経費
- (3) 派遣元医療機関における医師を派遣することによる対価の一部に相当する額
- (4) 派遣された医師が、派遣後に海外研修等に参加するなどの自己研鑽に要する経費（所属医療機関等に対する補助）
- ア 海外研修等の範囲は以下のとおりとする。
- (ア) 派遣された医師が、当該専門領域等に関し、国際経験等を活用し日本における地域医療の充実に期することを目的とした研修等であって厚生労働大臣が適当と認めたもの。
- (イ) 原則として、研修期間のうち3か月以内分に係る経費を予算の範囲内で補助するものとする。
- イ 研修等を希望する者は所属機関等を通じ都道府県に対して以下の書類を提出すること。
- (ア) 海外研修等申請書（様式1）
- (イ) 研修等希望者の履歴書（様式2）
- (ウ) 所属機関等の長の承諾書（様式3）
- (エ) 外国旅行等行程調書（様式4）
- (オ) 研修先機関からの招へい状（日本語訳を添付すること。）
- ウ 研修等が終了した者は所属機関等を通じ都道府県に対して海外研修等報告書（様式5）及び精算報告書（様式6）を速やかに提出すること。
- (5) ただし、「へき地保健医療対策事業について」（平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知）にかかる事業は除く。

### 第3 患者・家族対話推進事業

#### 1. 目的

本事業は、医療は国民生活の基盤を支える公共性の高い営みであり、医療従事者と患者・家族等国民の双方にそれを支える努力が必要であることから、医療従事者と患者・家族等地域住民との情報共有を密にし、両者の協働を推進するための地域における取組を支援することにより、医療従事者と患者・家族等地域住民の相互理解による信頼関係の構築を図ることを目的とする。

#### 2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、地方公共団体及び厚生労働大臣が適当と認める者とする。なお、目的達成のために必要があるときは、事業の一部を外部に委託することができることとする。

#### 3. 事業内容

##### (1) 患者・家族対話推進懇談会等事業

医療の公共性や不確実性に関する現状認識の普及や医療従事者と患者・家族等地域住民との相互理解の促進等を図るため、主要な事業（救急医療対策、周産期医療対策、小児救急医療を含む小児医療対策、医療安全対策など）に関する以下のいずれかの事業を実施する。

ア 医療従事者と患者・家族等地域住民との双方が意見交換やそれぞれの体験等の情報交換が行える対話集会や懇談会（地域における語らいの場や患者塾、病院探検隊など）

イ 医療の公共性等に関する現状認識の普及や患者・家族等地域住民の医療

への参加を促進するための啓発事業（住民向け講習会やガイドブック作成など）

(2) 院内相談員養成研修事業

日常診療の中で医師等と患者・家族が十分な対話を重ねることの重要性から、医療機関における医療従事者と患者側とのコミュニケーションの仲立ちをし、話し合いを促進することで向き合える関係を築くことを支援する人材（院内相談員）の院内への配置を推進するため、院内相談員を地域において養成する研修を実施する。なお、研修の企画・実施に当たっては、以下の内容を踏まえたものとし、医療事故に遭遇した患者・家族や医療従事者の参加を得ながら行うことが望ましい。

ア 研修は、具体的な事例に基づく演習等を盛り込むなど参加型研修となるよう工夫する。

イ 研修の内容については、

(ア) 医療安全の基礎的知識に関する内容

(イ) 日常診療における患者・家族や医療従事者の立場と心情に関する内容

(ウ) 医療事故に遭遇した患者・家族や医療従事者の立場と心情に関する内容

(エ) 患者・家族と医療従事者間での信頼関係を構築するための情報共有の在り方やコミュニケーション能力の向上に関する内容

(オ) 患者・家族のより良い自己決定に資するインフォームドコンセントに関する基礎的知識に関する内容

(カ) 患者の権利擁護に関する基礎的知識に関する内容  
などを踏まえた内容を企画すること。

ウ 研修実施後は、参加者の意見や反応等を把握し、その評価を行い、以後の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

# 勤務医等環境整備事業実施要綱

## 目 次

第 1	女性医師等就労支援事業	1
第 2	女性医師支援センター事業	1

## 第1 女性医師等就労支援事業

### 1. 目的

女性医師等の再就業が困難な状況の大きな要因として、就学前の乳幼児の子育て、配偶者の転勤、日進月歩で進む医療の現場に戻りづらい等の理由が挙げられている。

そのため、離職後の再就業に不安を抱える女性医師等に対し、相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や仕事と家庭の両立支援のための助言等を行い、また、医療機関における仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図り、もって医師確保対策に資することを目的とする。

### 2. 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

### 3. 事業の内容

#### (1) 相談窓口事業

① 相談員（コーディネーター）を配置し、女性医師等の両立支援のための相談、復職研修申込の受付及び研修受入医療機関との復職研修受入調整を行う。

② 再就業医療機関の病院情報収集及び復職希望女性医師等への病院情報の提供を行う。

#### (2) 病院研修事業

女性医師等の復職研修受入を可能とする医療機関において、指導医のもとで研修を実施する。

#### (3) 就労環境改善事業

仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備について取組みを行う医療機関への支援。

## 第2 女性医師支援センター事業

### 1. 目的

臨床医に占める女性医師の割合は約15%であるが、国家試験合格者では女性の占める割合は3分の1となっており、今後女性医師数は急増していくと予想される。女性医師は出産や育児により離職せざるを得ない状況にあり、パートタイム勤務など女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図り、もって医師確保対策に資することを目的とする。

## 2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、社団法人日本医師会(以下「同法人」という。)とする。

### (1) 女性医師バンク事業

#### ① 事業内容

就業を希望する女性医師と、医師の採用を希望する医療機関の情報をコンピュータを通じて収集を行い、就業希望条件が適合する女性医師に対して当該医療機関を紹介し、採用に至るまでの間の支援等を行う。

また、女性医師バンクの啓発普及並びに必要なに応じて実情把握調査等を行う。

#### ② 運営基準

ア 同法人は、東日本、西日本にそれぞれ拠点を設け、各々にコーディネーター等、必要なスタッフを配置すること。

イ 同法人は、国や関係諸団体との密接な連携の下に本システムの運用を行うこと。

ウ 同法人は、女性医師と勤務予定の医療機関における勤務条件等について調整すること。

エ 同法人は、女性医師が就業後、継続して勤務できるよう必要に応じて適切な支援を行うこと。

オ 同法人は、女性医師バンク事業を広く普及させるため、啓発普及並びに実情調査を行うこと。

カ 当該事業において、女性医師、医療機関にかかる登録等の手数料は徴収しないものとする。

### (2) 再就業講習会事業

#### ① 事業内容

女性医師の就業を支援することについて効果のある講習会、講演会等の実施または支援を行う。さらにその他様々な啓発活動の実施に向けての支援を行う。

#### ② 運営基準

ア 同法人は、医師の採用を希望する医療機関が行う医師の経験、能力に応じた講習に対し、必要に応じて適切な支援を行うこと。

イ 上記以外に同法人は、再就業をする女性医師と相談の上、医療機関が必要とする知識及び技術を習得できるよう必要に応じて適切な支援を行うこと。

ウ 同法人は、医師の採用を希望する医療機関に対する講習会、女性医師のキャリア継続に関する講習会及び保育相談員の養成講習会等を必要に応じて各都道府県医師会等と連携して行うこと。

エ 同法人は、医師会が主催する研修会、講習会、講演会等に託児サービスを併設するための費用を補助し、育児中の女性医師に対して学習機会を確保することにより、就業継続及び復職の支援を行う

(国の補助)

国は、予算の範囲内で、上記勤務医等環境整備事業の各事業に要する経費について別に定める基準（交付要綱）により補助するものとする。



## 産科医療確保事業実施要綱

### 第1 産科医等育成・確保支援事業

#### 1 目的

この事業は、実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所（以下「分娩施設」という。）及び産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図ることを目的とする。

#### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

#### 3 対象施設

##### (1) 産科医等確保支援事業

以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

ア 就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、分娩を取り扱う産科・産婦人科医師及び助産師（以下「産科医等」という。）に対して、分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）について明記している分娩施設であること。

なお、個人が開設する分娩施設においては、開設者本人への手当の計上が会計処理上困難であることから、雇用する産科医等に対する手当の支給について、雇用契約等に明記しているなど、各都道府県知事が適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。

イ 一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。以下同じ。）として徴収する額が50万円未満の分娩施設であること。（当該年度の正常分娩の金額を適用する。）

なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。

##### (2) 産科医等育成支援事業

以下の要件をすべて満たし、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

ア 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研

修（以下「臨床研修」という。）修了後、産婦人科専門医の取得を目的として、指導医の下、研修カリキュラムに基づき研修を受けている者（以下「産科専攻医」という。）を受け入れている医療機関（社団法人日本産科婦人科学会が指定する卒後研修指導施設等）であること。

イ 就業規則、または雇用契約等において、産科専攻医の処遇改善を目的とした手当（研修医手当等）の支給について明記している医療機関であること。

#### 4 事業内容

##### (1) 産科医等確保支援事業

地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給すること。

##### (2) 産科医等育成支援事業

臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し研修医手当等を支給すること。

## 第2 産科医療機関確保事業等

### 1 目的

この事業は、実際に分娩を取り扱う医療機関（以下「産科医療機関」という。）が減少している現状にかんがみ、産科医療機関への財政的支援を実施することにより、身近な地域で安心して出産できる環境を整備することを目的とする。

### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

### 3 設置基準

整備する産科医療機関については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

(1) 当該年度において分娩を取り扱うこと。

(2) 所在する地域が以下のいずれかに該当すること。

ア 前年度末において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏

イ 次に掲げる地域で、かつ、他に産科医療機関のない離島

(ア) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」

(イ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域）」

(ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する「小笠原諸島」

(エ) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島」

(3) 最寄りの他の産科医療機関まで通常の交通機関を利用して（通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で）概ね1時間以上を要すること。

(4) 前年度の分娩取扱件数が概ね360件以下であること。

(5) 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。

(6) 分娩費用が原則として健康保険法（大正11年法律第70号）第101条に規定する出産育児一時金の金額相当又はそれ以上であること。

(7) 各都道府県において策定した集約化・重点化計画との整合性が確保されること。

### 4 整備基準

#### (1) 施設

産科医療機関として必要な分娩室、病室等又は遠隔地からの妊産婦及びその家族のための宿泊施設を設けるものとする。

#### (2) 設備

産科医療機関として必要な分娩台、超音波診断装置、分娩監視装置等を整えるものとする。



## 医師臨床研修費補助事業実施要綱

### 1 目的

この事業は、平成16年度からの医師臨床研修の必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる傷病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を修得するための臨床研修を支援することを目的とする。

### 2 補助対象

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年12月11日厚生労働省令第158号（以下「臨床研修に関する省令」という。））に基づき指定を受けた公私立の臨床研修病院及び臨床研修に関する省令に準じて臨床研修を行う医学を履修する課程を置く公私立大学に附属する病院であり、現に臨床研修医を受け入れている病院、又は、これに準ずる施設で厚生労働大臣が適当と認めるもの及び病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中に研修プログラムに定められている病院以外で診療に従事しない旨を明らかにされているものを対象とする。

なお、国（国立大学法人、独立行政法人国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターを含む。）が開設する病院（以下「補助対象外」という。）は補助の対象としない。

また、臨床研修を行う病院において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると地方厚生局長が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。なお、詳細は別に定める。

### 3 事業内容

平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に基づく臨床研修事業とする。

#### 4 申請の手続き

補助金の申請は、原則として病院群単位でプログラム毎に所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設（原則として、基幹型臨床研修病院）が手続きを行うこととする。

(1) 基幹型臨床研修病院が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床研修病院が当該病院群の補助対象施設（協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。

また、協力型臨床研修病院についても補助対象外の場合にあつては、代表となる臨床研修協力施設が申請することができるものとする。

(2) 同一の病院群において、補助対象外の協力型臨床研修病院と臨床研修協力施設が参加している場合には、臨床研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）によって、補助基準額を減額するものとする。

(3) 一病院において複数のプログラムを有している場合は、按分等の方法によりプログラム毎に経費を明確に区分するものとする。また、対象経費の計上において、当該経費が専任、専用でない場合は、業務内容や使用頻度等により経費を按分して対象経費に計上するものとする。

## 歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱

平成 18 年 7 月 3 日医政発第 0703012 号

平成 21 年 3 月 27 日医政発第 0327035 号

平成 年 月 日医政発第 号

### 1 目的

この事業は、平成 18 年度からの歯科医師臨床研修の必修化を踏まえ、臨床研修開始時点における研修歯科医の歯科医師としての資質を確保するとともに、研修歯科医が臨床研修に専念できる環境を整備すること、研修歯科医が臨床歯科医として患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な歯科診療能力を身に付け、臨床研修を生涯研修の第一歩とすることに対する支援を目的とする。

### 2 補助対象

#### (1) 臨床研修事業

歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 17 年 6 月 28 日厚生労働省令 103 号（以下「省令」という。））に基づき指定を受けた公私立の臨床研修施設及び省令に準じて臨床研修を行う歯学又は医学を履修する課程を置く公私立大学附属病院（歯科医業を行わないものを除く。）であり、現に研修歯科医を受け入れている施設を対象とする。

#### (2) 臨床研修支援事業

省令に準じて臨床研修を行う公私立大学歯学部附属病院であり、今後臨床研修を行う予定である歯科医師国家試験の受験資格を持つ者（以下「支援対象者」という。）を現に受け入れている施設を対象とする。

### 3 補助対象外

国（国立大学法人、独立行政法人国立病院機構、及び国立高度専門医療研究センターを含む。）が開設する病院は補助の対象としない。

また、臨床研修を行う施設において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると厚生労働大臣が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。なお詳細は別に定める。

#### 4 事業内容

##### (1) 臨床研修事業

平成17年6月28日医政発第0628012号厚生労働省医政局長通知「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(以下「施行通知」という。)に基づく事業とする。

##### (2) 臨床研修支援事業

支援対象者に対して行う次の事業とする。

###### ① 技術修練及び指導

施行通知に基づく指導歯科医が支援対象者に行う技術修練及び指導

###### ② 進路指導

施行通知に基づくプログラム責任者又はこれに準ずる者が支援対象者に行う進路指導(歯科医師以外の進路を含む。)

###### ③ 進路(就職)セミナー

歯科医師以外の職種に就業することを目的として行う啓発セミナー又は合同企業説明会等

#### 5 申請の手続き

補助金の申請は、臨床研修施設群単位で所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設(原則として、単独型・管理型臨床研修施設)が手続きを行うこととする。

(1) 管理型臨床研修施設が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床研修施設が当該臨床研修施設群の補助対象施設(協力型臨床研修施設)の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。

(2) 同一の臨床研修施設群において、補助対象外の協力型臨床研修施設が参加している場合には、研修歯科医の受け入れの実態等(人数、期間等)によって、補助基準額を減額するものとする。

#### 6 書類の保管等

臨床研修支援事業を行う事業者は、次の資料を補助金と事業に係る証拠書類等とともに保管すること。

(1) 支援対象者の出席簿その他支援の状況に関する資料

(2) 支援対象者が歯科医師国家試験の受験資格を有することを証する書類



## 小児科・産科連携病院等支援事業実施要綱

### 1. 目的

この事業は、小児科・産科医療体制の集約化・重点化に伴う小児科・産科病床の医療機能の移転（以下「機能移転」という。）を推進することにより、小児科・産科における限られた医療資源の重点的かつ効率的な配置による地域の医療連携体制の構築を図ることを目的とする。

### 2. 補助対象

#### (1) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

連携強化病院への機能移転に伴い小児科・産科病床の削減・廃止を行う医療機関（普通地方公共団体、特別地方公共団体及び地方独立行政法人が整備、運営する医療機関を除く。以下「連携病院等」という。）を交付の対象とする。

なお、補助の対象となる経費の算定期間等については、以下のとおりとする。

##### ① 算定期間

小児科・産科病床の削減・廃止の実施日から1年を超えない期間とする。

##### ② 交付申請を行う年度

小児科・産科病床の削減・廃止の実施日の属する年度又はその翌年度のいずれかに限るものとする。

#### (2) 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業

機能移転に伴い小児科・産科病床を他の医療機能部門等（他科病床又は他の診療機能等）への転換整備を行う連携病院等を交付の対象とする。

ただし、転換整備を行う病床が都道府県の医療計画上、病床過剰地域における過剰分の病床である場合については、他の診療機能等への転換整備に限るものとする。

### 3. 運営方針及び整備基準

#### (1) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

小児科・産科病床を削減・廃止し、連携強化病院への機能移転を行い、連携強化病院と連携した小児科・産科の医療の提供を行うこと。

#### (2) 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業

##### ア. 施設

小児科・産科病床を削減・廃止し、機能移転に伴い転換整備を行うにあたり必要な改修工事を行うものとする。

##### イ. 設備

小児科・産科病床を削減・廃止し、機能移転に伴い転換整備を行うにあたり必要となる医療機器等を備えるものとする。

### 4. その他

小児科・産科連携病院等協力体制促進事業の補助申請にあたっては、連携病院等における機能移転後の運営に係る計画（提供する医療内容（診療科目等）及び人員配置等）を作成すること。（任意様式）



## 医療機関アクセス支援車整備事業実施要綱

### 1 目的

この事業は、医療機関又は診療科の廃止等に伴い、医療機関へのアクセスが困難となる地域から医療機関の所在する地域へ車を定期的に運行し、患者の医療機関へのアクセスを確保することを目的とする。

### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

### 3 整備基準

整備に当たっては、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 医療機関又は診療科の廃止等に伴い、受診する必要のある診療科を有する医療機関までに要する時間が増加し、通常交通機関を利用して（交通機関を利用できない地域にあっては徒歩で）概ね1時間以上を要する地域から医療機関までのアクセスを確保するためのものであること。
- (2) 専ら医療機関を利用する必要がある患者及びその付き添い等を行う必要がある家族を利用者とする。
- (3) 運行に当たっては、利用者により適正な費用負担が行われること。

